

宮崎市新規創業者

チャレンジ支援事業補助金



宮崎市では、市内で創業を予定している方に対し、創業等に必要となる費用の一部を補助する取り組みを行っています。

※開業前の方が対象

加算後最大
50万円
を支援します

- 対象者**
- ① 本店所在地(個人事業者は事務所・事業所)の所在を市内として創業を行い、かつ市内に住民票を有する(又は予定の)者
 - ② 宮崎市の特定創業支援等事業に位置付けられた支援を受けた者、又は受ける予定の者
 - ③ 宮崎商工会議所又は市内5商工会のいずれかの会員となり開業した日から2年間は継続して経営指導等を受ける者
 - ④ 2年以上継続して事業を行う見込みである者

対象経費 設備・工事費、広告宣伝費、賃借料、事業開始に必要な備品購入費

補助額 基本額10万円(加算後最大50万円)

補助率 1/2以内

加算項目 U39加算/地域のにぎわい加算/賃貸借契約加算/移住者加算

選考方法 選考会による審査制

募集期間
一期募集 令和6年4月1日(月)～4月26日(金)
※商工会議所・商工会受付締切:4月23日(火)
二期募集 令和6年8月1日(木)～8月30日(金)(予定)
※商工会議所・商工会受付締切:8月27日(火)(予定)
※申請書は事前に商工会議所・商工会からの確認が必要になります

選考会 一期 令和6年5月10日(金)予定 / 二期 令和6年9月中旬予定
※審査結果については審査会後約2週間後に通知予定です

※詳細はホームページをご覧ください

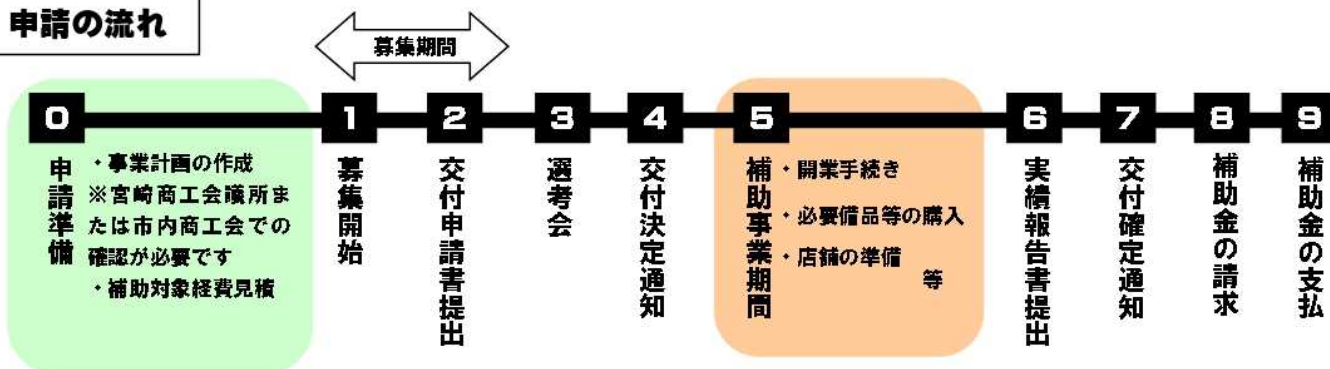
【お問い合わせ先】

宮崎市観光商工部 産業政策課 ☎0985-21-1792

FAX 0985-28-6572 mail 17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp



申請の流れ



宮崎市創業支援等事業計画について

宮崎市では、創業を目指す方への支援を強化するため、平成26年1月に施行された「産業競争力強化法」に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、平成26年6月に国の認定を受けました。この計画は、創業を希望している方を支援する関係団体（創業支援機関）と宮崎市が連携し、一体的・計画的な創業支援を行うことで、地域の創業を促進し創業率の向上を図ることを目的としています。

宮崎市創業支援等事業計画における支援事業

特定創業支援等事業とは、創業支援機関が実施する支援事業のうち、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を身に付けてもらう事業で、原則1ヶ月以上かつ4回以上の支援を行うものです。

★下記記載の支援事業のうち、**囲ってある事業**が特定創業支援等事業です。

<創業支援機関>

宮崎市 TEL: 21-1792	宮崎商工会議所 TEL: 22-2161
①創業支援相談窓口 ②宮崎市中小企業融資制度 ③みやざき創業サポート事業 ④新規創業者チャレンジ支援事業	①創業スクール ②起業及び経営相談 ③スタートアップセンター
(株)宮崎県ソフトウェアセンター TEL: 30-5050	(公財)宮崎県産業振興機構 TEL: 74-3850
①インキュベーション事業	①創業コーディネート事業（インキュベーション事業・よろず支援拠点事業、地域課題解決型起業支援事業・みやざき女性起業家育成プロジェクト N-ext）
高岡町商工会 TEL: 82-0154	(株)日本政策金融公庫 宮崎支店 TEL: 23-3275
①創業相談支援事業	①創業サポートデスク ②創業支援セミナー ③創業支援のための融資
宮崎市生目商工会 TEL: 47-6827	佐土原町商工会 TEL: 73-2567
①創業相談支援事業	①創業相談支援事業 ②みやざき創業スクール
田野町商工会 TEL: 86-0133	清武町商工会 TEL: 85-0173
①創業相談支援事業	①創業相談支援事業